

介護予防日常生活支援総合事業(基準緩和型サービス) Q&A

NO.	項目分類	質問の趣旨	回 答
1	サービスの基準	通所介護と、緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、人員基準欠如の扱いはどうにすべきか。	通所介護と、通所型サービスA及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所については、それぞれ必要となる職員(勤務時間)の合計に対して実際の職員配置が人員欠如となる場合、一体的に運営している以上、それぞれのサービスの提供や利用者の処遇に支障があると考えられることから、それぞれの事業所が人員基準欠如となり、 ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分は、減算の対象となる。 ・ 通所型サービスAの部分は、山武市においては、減算はしない。
2	サービスの基準	通所介護と、緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、定員超過利用の扱いはどうにすべきか。	1 通所介護と、緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の定員については、 ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、通所介護の対象となる利用者(要介護者)と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者(要支援者等)との合算で、利用定員を定め、 ・ これとは別に通所型サービスAについては、当該サービスの利用者(要支援者等)で利用定員を定めることとしている。 2 したがって、事業所全体では、利用定員を超えないものの、 ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの部分が、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの利用定員の超過利用となる場合、減算の対象となる。 ・ 通所型サービスAの部分が、通所型サービスAの利用定員の超過利用となる場合、山武市においては、減算の規定はない。 3 なお、事業所は、適正なサービスの提供を確保するため、定員超過利用の未然防止を図るよう努めるものとする。
3	サービスの基準	通所介護と、緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、地域密着型通所介護への移行対象となる利用定員についてどのように考えるのか。	1 通所介護の定員については、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う事業所の場合、通所介護の対象となる利用者(要介護者)と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの対象となる利用者(要支援者等)との合算で、利用定員を定めることとしている。 2 したがって、通所型サービスAの利用定員に関わらず、通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスの合計定員が18名以下の場合において、地域密着型通所介護への移行対象となる。

NO.	項目分類	質問の趣旨	回 答
4	サービスの基準	通所介護と、緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)及び従前の介護予防通所介護に相当するサービスを一体的に行う場合、食堂及び機能訓練室の合計した面積はどのように確保すべきか。	1 食堂及び機能訓練室の合計した面積については、 ・ 通所介護と従前の介護予防通所介護に相当するサービスについては、 利用定員×3㎡以上、 ・ 通所型サービスAについては、山武市においては、面積の基準がないため、サービスを行うために必要な広さを有する専用の区画があればよい。 2 通所介護、従前の介護予防通所介護に相当するサービス及び緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)を一体的に行う場合、それぞれの利用者の処遇に支障がないことを前提にサービスを提供する必要があるため、食堂及び機能訓練室の合計した面積は、事業所全体の利用定員×3㎡以上確保する必要がある。 3 なお、この場合、緩和した基準によるサービス(通所型サービスA)に関しては、要介護者への処遇に影響を与えないことを前提に、総合事業の基準による人員配置が可能であるが、山武市においては、事業を適切に行うために必要と認められる1人以上の従事者を配置する必要がある。
5	サービスの基準	介護予防・日常生活支援総合事業において、特別養護老人ホームや認知症グループホームの浴室等を、総合事業の利用者が利用することは可能か。	1 特別養護老人ホームの浴室等については、原則として特別養護老人ホームの専用とすべきではあるが、入所者の利用を妨げない等、入所者に対する適切な処遇が確保される場合には、総合事業等において浴室等を共用しても差支えない。 2 また、認知症グループホームについても同様に、利用者の利用を妨げない等、利用者に対する適切な処遇が確保される場合には、総合事業等において浴室等を共用しても差支えない。
6	サービスの基準	訪問型サービスの基準について、「緩和した基準によるサービス」の基準の例が示されているが、その中でホームヘルパーの他に一定の研修受講者の従事を認めている。この「一定の研修」についてはどのような内容で、誰が実施することを想定しているのか。	緩和した基準によるサービスでは、例えば身体介護は含まれず、「調理や掃除」や「買い物代行」などの生活支援に係るサービスを行うものを想定しており、サービスを提供する際の基本的考え方や高齢者への理解など、一定の研修は必要であると考えている。 ガイドライン案では、住民主体によるサービスにおける担い手(ボランティア等)に対する研修カリキュラムをお示ししているところであるが、緩和した基準によるサービスでは、このカリキュラムの内容を含んだ上で、旧訪問介護員養成研修3級課程の内容を目安に必要な研修を市が判断し、各事業者が職員向けの研修として行っていただくことなど(※)を想定している。 ※ 山武市の指定する研修や民間の研修事業者が行う講座を受講させることが考えられる。

NO.	項目分類	質問の趣旨	回 答
7	サービスの基準	通所型サービスの職員配置について、通所介護相当サービス、通所型サービスAの兼務はどの範囲で可能か。	【管理者】 管理者は、支障がない場合は、他の職種、同一敷地内の他事業所等の職務に従事することができる。 【生活相談員、看護職員、機能訓練指導員】 1 通所介護相当サービスを通所介護、又は介護予防通所介護と一体的に実施する場合は、双方のサービスの基準を満たす必要があるが、例えば生活相談員の配置について、併せて2以上の配置が必要ということではなく、1以上配置していることで、双方の基準を満たすという趣旨になる。 2 通所型サービスAを、通所介護、介護予防通所介護、通所介護相当サービスと一体的に実施する場合も上記と同様になる。 【介護職員】 介護職員の配置については、事業者説明会資料18Pを参照のこと。
8	サービスの基準	地域密着型通所介護、通所介護相当サービス及び通所型サービスAを一体的に運営し、地域密着型通所介護+通所介護相当サービスの定員を18名、通所型サービスAの定員を5名と定めた場合、1単位で利用可能な最大の利用者数は18名(地域密着型通所介護+通所介護相当サービス)+5名(通所型サービスA)の23名と考えてよいか。 また、その場合の確保すべき食堂及び機能訓練室の面積は、23名×3㎡=69㎡以上ということでしょうか。	お見込のとおり。
9	サービスの基準	①定員18名の場合、申請時に給付(通所介護、介護予防通所介護)16名、通所型サービスA(一体型)2名と決めて申請するのか。 ②また、その場合、給付が17名になったり、サービスAが3名になると基準違反となるのか。 ③給付と現行相当サービスを併せて行う場合の定員は合算でよいことになっているが、申請時に給付16名、サービスA(一体型)2名として申請して、例えば給付16名のうち3名が現行相当で、その他のサービスAが2名で合計18名となった場合は基準違反とならないと考えてよいか。	①、②、③ともお見込のとおり。
10	サービスの基準	通所型サービスCの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第5条については、第1号から第5号に掲げるもののうち、どれかひとつを実施すればよいか。	お見込のとおり。
11	サービスの基準	通所型サービスCの人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱第6条第1項第2号に掲げる専門職の資格には、准看護師も含めてよいか。	准看護師も含めるものとする。

NO.	項目分類	質問の趣旨	回 答
12	対象者と 利用手続き	40歳～64歳の特定疾病の方も、事業対象者になることができるのか。	40歳～64歳の第2号被保険者の方は、基本チェックリストの実施による「事業対象者」になることはできない。総合事業のサービスを希望される場合は、要支援認定を受ける必要がある。
13	対象者と 利用手続き	基本チェックリストにより、事業対象者となった場合、有効期間はあるのか。	山武市は2年の有効期限がある。
14	対象者と 利用手続き	事業対象者は、訪問看護、福祉用具の購入やレンタルを利用することはできるか。	事業対象者が利用できるのは、総合事業サービスのみのため、利用できない。 福祉用具レンタルなど予防給付に係るサービスの利用が必要な場合は、介護認定を受ける必要がある。
15	単価・報酬	山武市の基準緩和型サービスの報酬は、現行相当サービスの報酬を基礎として積算してあるが、H30年10月に現行相当サービスの報酬が改正されるとの情報があ。それに合わせ、基準緩和型サービスの報酬も改正されるのか。	当分の間はこのままの報酬で対応したいと考えている。ただし、処遇改善加算については現行相当サービスと同様としたいので、ご理解願いたい。
16	単価・報酬	通所型サービスAの報酬に送迎費用は別途ないのか。90分サービスを受けるためだけに送迎するのは如何なものか。送迎なしでは誰も通所してくれないので、送迎費用を付けて頂きたい。	通所型サービスAの報酬は、現行相当サービスの報酬を基礎として積算している。その中には予め送迎費が含まれているため、市としては通所型サービスAの報酬の中には送迎費が含まれていると認識している。当分の間、この報酬で事業を行っていきたいと考えているのでご理解願いたい。
17	単価・報酬	利用者が月途中で死亡した場合や、入院した場合の日割り算定はどのようになるのか。	月中途中で利用者が死亡した場合は契約解除の取扱いに順じ、死亡日を起算日として日割算定をする。月中途中で入院した場合は、契約解除していれば日割算定、契約が継続していれば月額報酬を算定する。
18	担い手養成	「担い手」の人材確保はどうなっているのか。年2回の担い手研修では少なすぎるのではないのか。	担い手の人材育成は喫緊の課題となっている。担い手研修について広くPR活動をし、周知徹底を図り、社会福祉協議会と連携しながら、人材の育成、確保に努めたい。
19	指定	事業の目的として定款に位置付ける際には、事業名としてどのように記載するのが適切か。	介護保険法で使用されている用語にて記載して頂くことが適当であると考え。 【例】介護保険法に基づく第1号事業

NO.	項目分類	質問の趣旨	回 答
20	指定	運営規程は訪問介護等とは別に単独でつくるのか。	別々に作成しても、一体的に作成しても差支えない。